

令和6年3月1日

関係各位

かずさ水道広域連合企業団

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る
特例措置について(通知)

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等（以下、「新労務単価等」という。）
が上昇したことに伴い、『「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の
運用に係る特例措置について』（令和6年2月16日付け国会公契第25号）等が通知され
たことをふまえ、当企業団においても下記のとおり運用を執ることとしますので、お知らせ
します。

記

1 特例措置の内容

令和6年3月1日以降に契約を行った工事請負契約及び業務委託契約のうち、
旧労務単価（公共工事設計労務単価等）を適用して算定している案件の受注者
は、旧労務単価に基づき、算定した契約について、新労務単価等による契約に変
更するための協議を求めることができます。

2 請負代金額の変更

変更後の請負金額 = $P(\text{新}) \times k$

$P(\text{新})$: 新労務単価による積算に係る設計金額

k : 当初契約時点の落札率

※詳細については、工事等担当課へお問合せ下さいますようお願いいたします。